

年度評価 項目別評定調書

|                   |              |                   |                      |
|-------------------|--------------|-------------------|----------------------|
| 1. 事務及び事業に関する基本情報 |              |                   |                      |
| 2-2               | 調達等合理化の取組の推進 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、困難度      | -            | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビュー番号：令和2年度-326 |

|             |      |     |      |      |      |     |     |                             |
|-------------|------|-----|------|------|------|-----|-----|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |     |      |      |      |     |     |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | 基準値 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |     |      |      |      |     |     |                             |
|             |      |     |      |      |      |     |     |                             |
|             |      |     |      |      |      |     |     |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価                                     |   |  |  |  |   |   |
|---|---|--|--|--|---|---|
| 年度目標  | 事業計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  | 主務大臣による評価   |   |
|   |   |  | 業務実績   | 自己評価   | 評定  | B |
| 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。 | 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。<br>また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。 | <p>&lt;主な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等合理化計画の取組の状況</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に措置されていたか</li> </ul> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度契約監視委員会は5月22、26及び27日に持回りで開催され、令和元年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(36件)について審議していただいた結果、一者応札・一者応募については、「引き続き積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保に取り組むこと。」との意見をいただいた。</li> <li>併せて令和元年度調達等合理化計画における取組結果及び令和2年度における調達等合</li> </ul> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度契約監視委員会は5月22、26及び27日に持回りで開催され、令和元年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(36件)の審議及び令和2年度調達等合理化計画の点検を行っていただいた。</li> <li>調達等合理化計画の取組事項</li> </ul> | <p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>契約監視委員会を開催し、令和元年度における競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約の計36件について審議し、併せて令和2年度における調達等合理化計画について点検を行った。</p> <p>一者応札・一者応募の解消に向けた取組として、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けての対策を図った。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を一部について導入し、競争性の確保に努めた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p> |   |

理化計画について点検を行っていただき、「内部監査による契約業務の現地監査項目については、業務を行う上で重要なため、令和2年度も引き続き適正に実施し点検すること。」との意見をいただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等に加え、非常用糧食及び複合機を本部で一括調達した。

・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。

としては、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。また、調達等合理化の取組を推進するため、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を一部について導入し、競争性の確保に努めた。

また、契約の適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。

#### 4. その他参考情報